

令和4年8月12日（令和4(2022)年度第14号）



# 全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育士会事務局

〒100-8980  
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-6503  
FAX 03-3581-6509  
Mail [hoikushikai@shakyo.or.jp](mailto:hoikushikai@shakyo.or.jp)  
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関して」（厚生労働省）
- 「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」のご案内および「顧客推奨度調査」へのご協力のお願について（厚生労働省）

## ■ 「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関して」(厚生労働省)

令和4年8月1日、厚生労働大臣名にて、「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関して」が発出されました。

新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株の BA.5 系統が主流となっている状況等により、新規感染者数が全国的にこれまでで最も高い感染レベルとなっており、全ての都道府県において急速な拡大が継続しています。

本文書は、このような状況も背景としながら、新型コロナウイルス感染症対策本部（令和4年7月29日）において「病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」を決定したことを受け、医療機関や保健所が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、以下について保育所等への周知啓発を求める内容となっています。

詳細は別添をご参照ください。

一 従業員又は生徒等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（ログイン後、ただちに取得可能。別添参照）等により、確認を行うこと。

- 二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。  
※ 有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間。
- 三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。  
ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。
- 四 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自ら MyHER-SYS で取得した療養証明書（感染していることを確認する場合に限る）や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。  
※ 今般の急速な感染拡大の中、当面の間、保健所等における療養証明書の申請の受付を一時中止し、地域の感染状況に応じて業務を再開することとして差し支えない取扱としている。

## ■「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」のご案内および「顧客推奨度調査」へのご協力のお願いについて（厚生労働省）

### 1. 「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」のご案内

「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」とは、厚生労働省が（一社）日本人材紹介事業協会に委託している事業です。

制度の目的として、医療・介護・保育分野における求人者（医療機関・介護施設・保育園等）が、有料職業紹介事業者の利用に際して、あらかじめサービスの内容や品質、その費用等についての概要を知り、そのうえで適正な事業者を選択できるようにすることを通じて、医療・介護・保育分野における人材確保及びマッチングの質向上に貢献することを目的としています。

本認定制度は令和3年度からスタートしており、既に35社（医療分野28社、介護分野16社、**保育分野9社**※複数分野取得企業あり）が適正事業者として認定されました。

会員のみなさまにおかれましても、有料職業紹介事業者へ求人依頼の際には、下記ホームページをご参照ください。

■医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度 HP トップページ

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>

## 2. 「顧客推奨度調査」へのご協力のお願について

「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」では、認定制度の改善および適正認定事業者のサービス品質向上に活用するため、有料職業紹介事業者に関する「顧客推奨度調査」を実施しています。

「有料職業紹介事業者を活用したことがある」「有料職業紹介事業者に改善してほしい点がある」等といった方は、調査へのご協力をお願いいたします。方法は WEB 調査のみとなり、回答期限は 8 月 21 日（日）です。

ご協力いただける方は、下記 URL にアクセスいただき、ご回答ください。なお、本調査にかかる問い合わせは日本人材紹介事業協会の窓口へ直接ご連絡ください。

**調査名：**厚生労働省委託事業 医療・介護・保育分野における有料職業紹介「適正認定事業者」のサービス品質に関する顧客推奨度調査

**方 法：**WEB 調査のみ

**設 問：**17 問

**回答時間：**約 10 分

**URL：** <https://and-d.post-survey.com/jesra2022/>

**備 考：**回答は事業者向けにフィードバックすることがありますが、個人情報等は匿名とします。

<本調査に関する問い合わせ先>

一般社団法人 日本人材紹介事業協会（厚生労働省委託事業事務局）

TEL：03-6403-1827

メール：[ninteiseido@jesra.or.jp](mailto:ninteiseido@jesra.or.jp)

（受付 10 時～17 時、土・日・国民の祝日を除く）